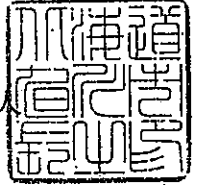


旭支第294号
令和2年12月22日

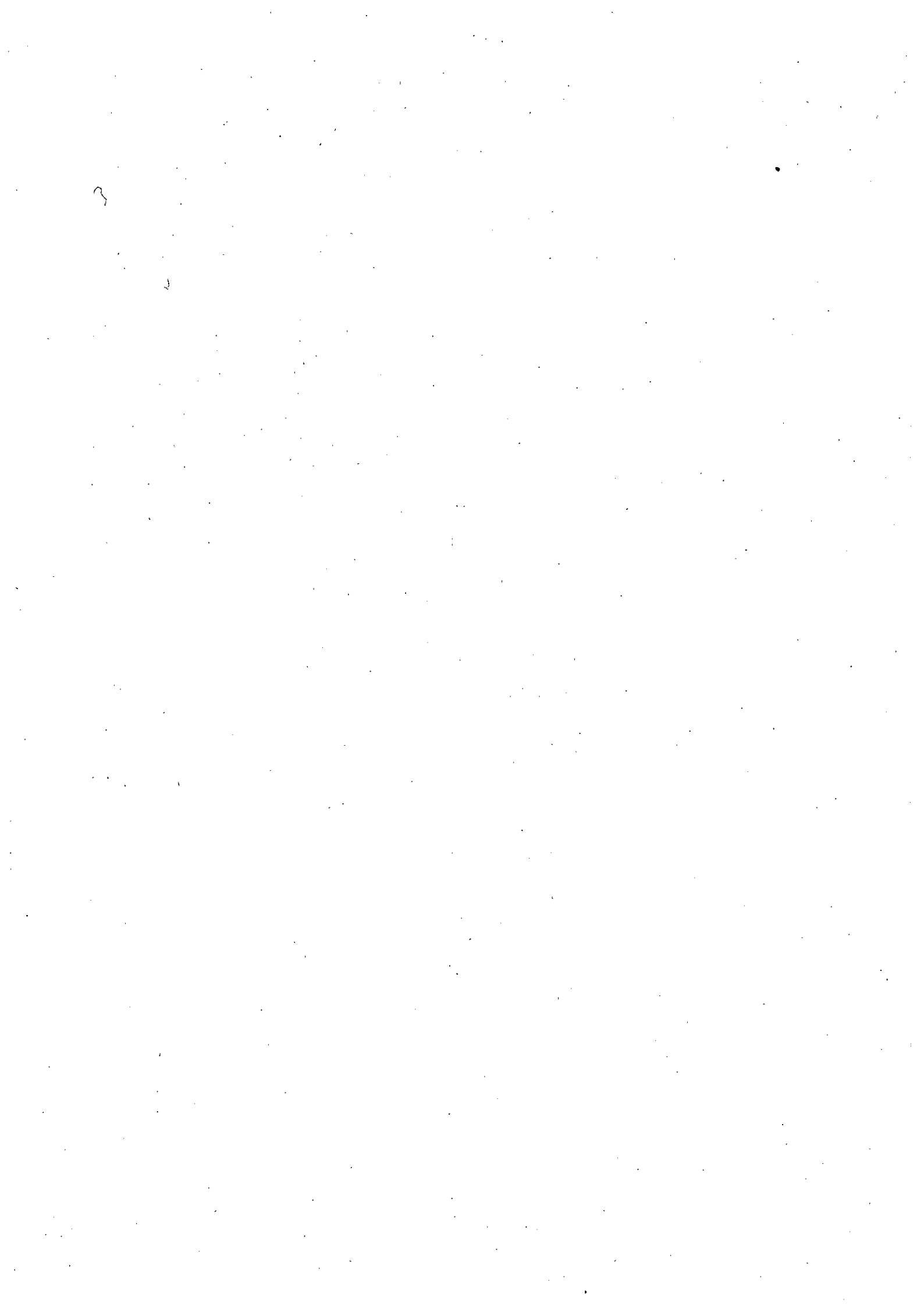
旭川市子ども・子育て審議会
会長 佐藤 貴虎 様

旭川市長 西川 将



旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針について（諮問）

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針について、貴審議会の意見を求めます。



旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針 (骨子案)

令和2年(2020年)12月

旭川市子育て支援部

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針 骨子案（目次）

第1	基本方針の策定に当たって	
1	基本方針策定の趣旨	1
2	基本方針の位置付け	2
第2	児童虐待防止及び児童虐待対応の現状と課題	
1	旭川市における児童虐待の現状	3
2	旭川市における児童虐待対応の体制	8
3	児童相談所について	12
4	旭川市の子ども家庭相談支援における現状と課題	15
第3	旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針 骨子案 【体系図】	20

第1 基本方針の策定に当たって

1 基本方針策定の趣旨

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、増加の一途をたどっており、近年、児童虐待により子どもの命が失われる痛ましい事件が相次いで発生し、深刻な社会問題となっています。

国においては、平成28年に児童福祉法等の改正を行い、中核市に加え、特別区において児童相談所の設置が可能となったほか、設置に係る様々な支援措置が講じられるなど、児童虐待防止対策の強化が進められています。

旭川市では、第8次旭川市総合計画における重点施策の一つとして「妊娠・出産・子育てに関する支援の充実」を掲げ、これまで、子ども総合相談センターにおいて、家庭児童相談や発達支援相談を実施するなど、北海道旭川児童相談所をはじめとする関係機関や地域と連携しながら、子どもと家庭に関わる様々な相談支援の取組を進めるとともに、本市における児童虐待件数の増加等の状況を踏まえ、北海道旭川児童相談所との人事交流や、児童相談所を設置する中核市の視察調査を行うなど、市立児童相談所の設置に向けた検討を進めてまいりました。

その中で、住民に身近な市が児童相談所を設置することにより、きめ細やかで総合的な支援が図られるなど、設置の意義は大きいと考えたところですが、旭川市議会令和2年第1回定例会での議論を踏まえ、令和2年度においては、旭川市児童虐待防止対策に関する有識者懇談会を開催し、本市における児童虐待防止に向けた取組に係る現状と課題について、専門的な視点から意見を聴取し、今後の児童虐待防止の取組強化に向けた方針を取りまとめることとしたところです。

本方針は、住民に身近な相談窓口として、児童虐待の未然防止や早期発見に努めるとともに、妊娠期から子育て期までの一貫した総合的な子ども家庭相談支援体制の構築に向けて、本市の児童虐待防止対策に関する基本的な考え方を示すものです。

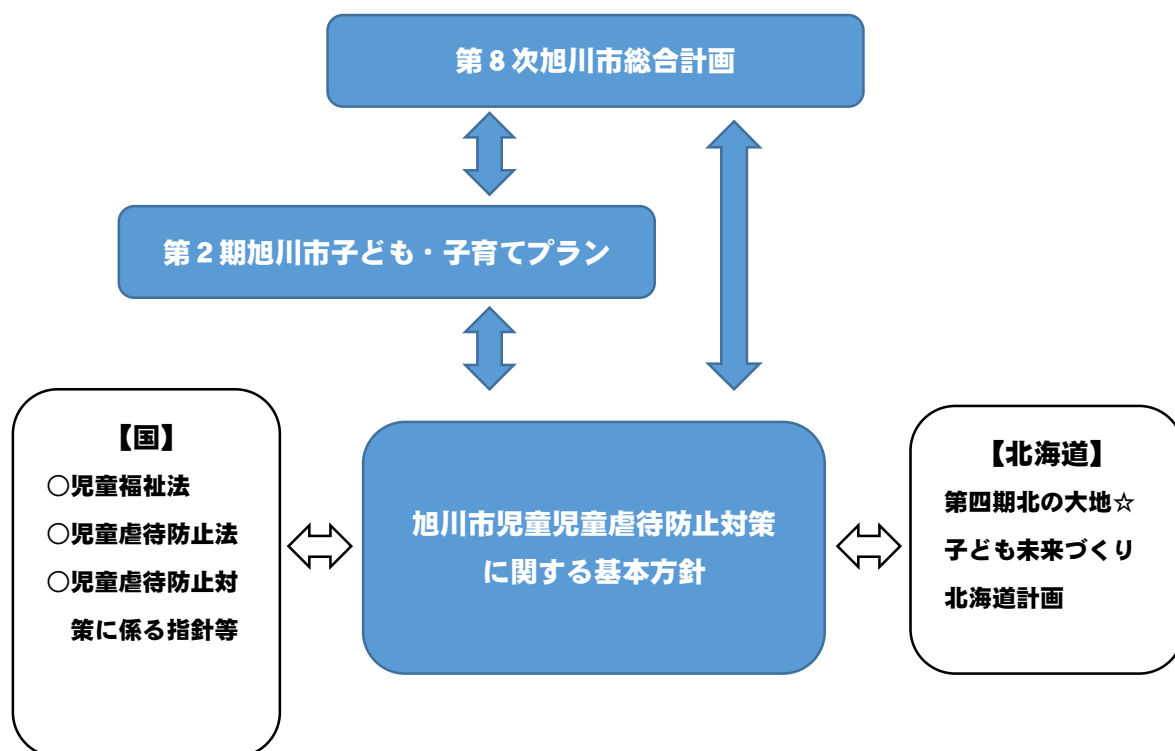
2 基本方針の位置付け

本方針は、本市の児童虐待防止対策に関する基本的な方向性と方針を示すとともに、その方向性と方針の実現に向けた取組についての考え方を明らかにしたものです。

今後においては本方針に基づき、児童虐待防止の取組強化を着実に進めるとともに、市立児童相談所の設置を目指して、具体的な検討を進めてまいります。

なお、本方針に基づく取組の実施に当たっては、本市のまちづくりにおける最上位の計画である「第8次旭川市総合計画」（平成28年度～令和9年度）や、本市における子育て支援施策に係る総合的な計画である「第2期旭川市子ども・子育てプラン」（令和2年度～令和6年度）と関連することから、これらの計画と連動しながら取組を進めてまいります。

また、児童福祉法をはじめとする国の児童虐待防止対策に係る法令、指針等のほか、北海道全体の社会的養育推進計画である「第4期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画」（令和2年度～令和6年度）との整合性を図りながら取組を進めるものとし



第2 児童虐待防止及び児童虐待対応の現状と課題

1 旭川市における児童虐待の現状

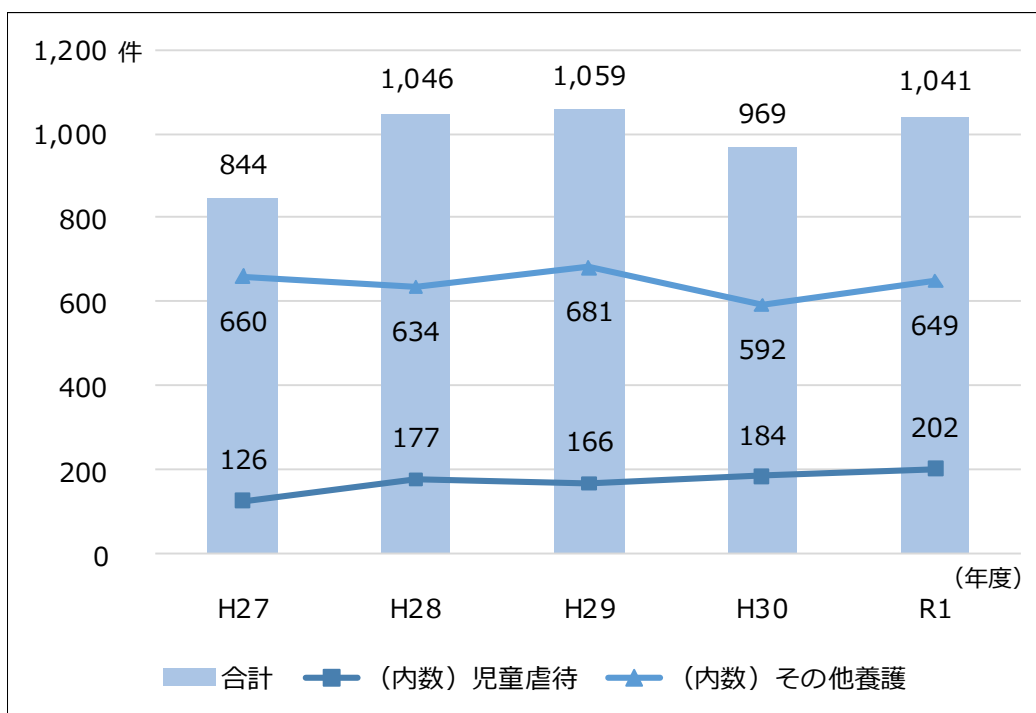
(1) 本市における相談対応状況

本市の家庭児童相談における相談件数は増加傾向にあり、令和元年度は実件数1,041件、延べ件数4,438件となっています。このうち、児童虐待相談は、令和元年度の実件数が202件となっており、同じく増加傾向にあります。

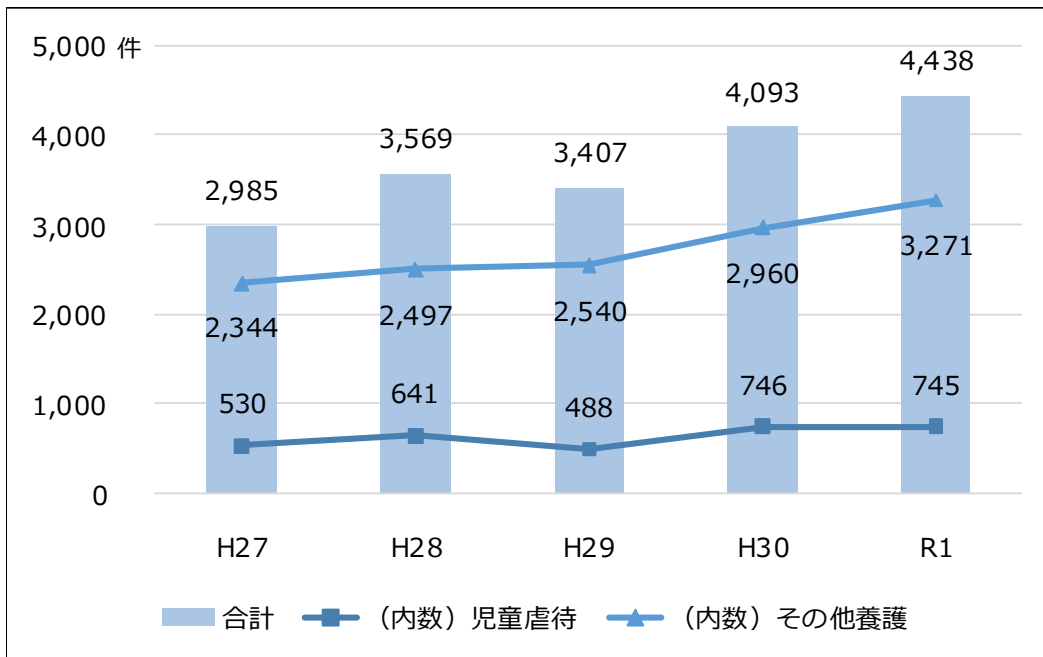
実件数に比べて、延べ件数が増加傾向にありますが、これは相談内容が複雑化・多様化しており、長期にわたり相談支援等の対応を要する事例が増加していることによるものであります。

<家庭児童相談における相談対応件数の推移>

●実件数



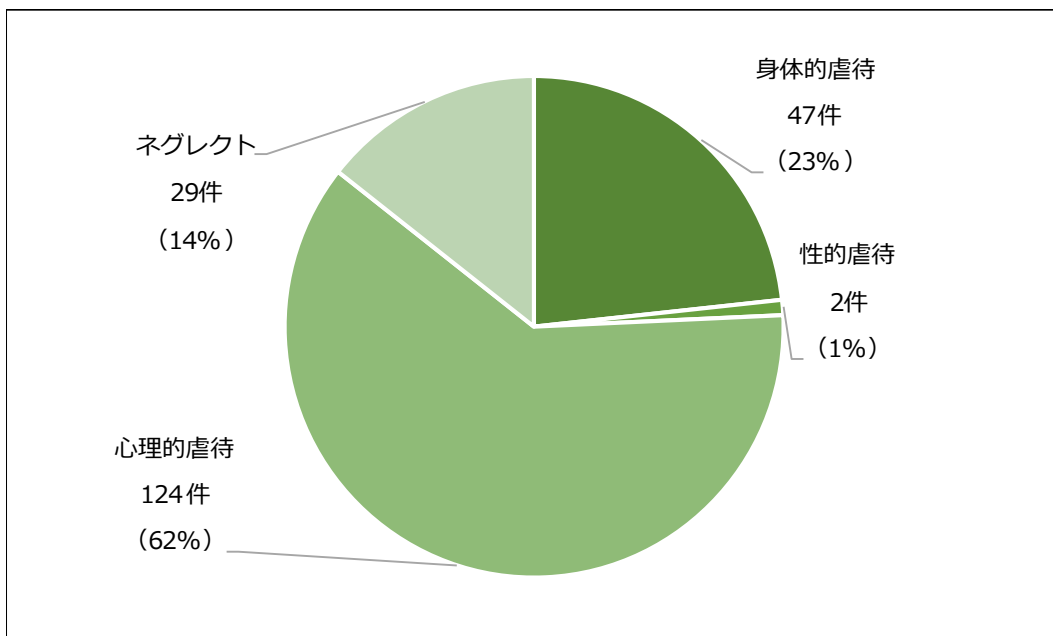
●延べ件数



(2) 児童虐待種類別状況

児童虐待の4つの種類（身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト）のうち、心理的虐待の割合が最も多く、全体の約6割を占めています。

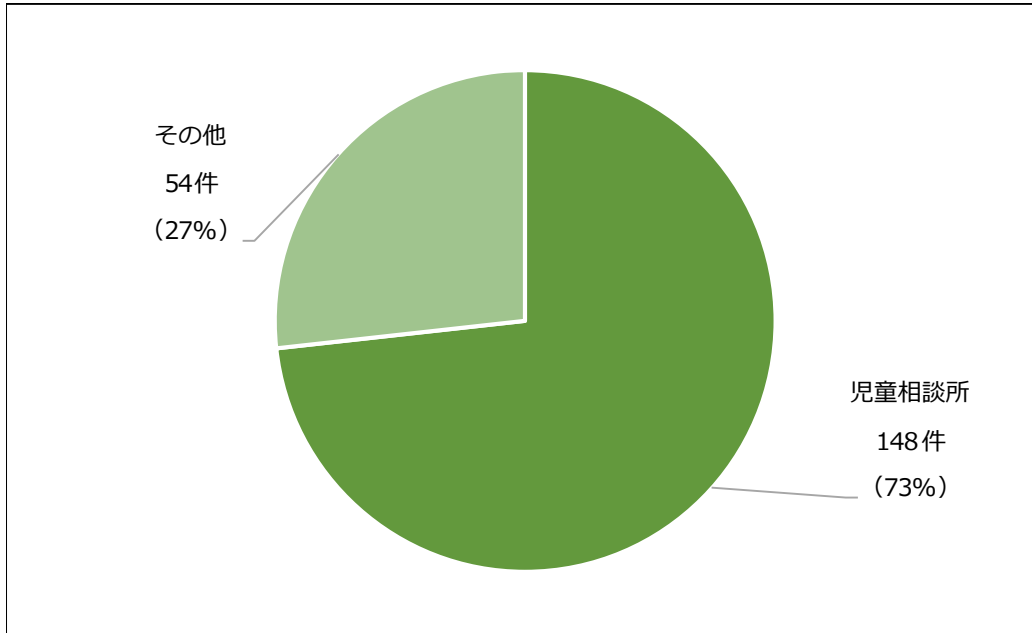
<令和元年度の状況>



(3) 児童虐待相談の経路

経路としては、過去5年間に於いて児童相談所からが最も多く、令和元年度については次いで保育所、学校、近隣・知人等の順となっています。

<令和元年度の状況>

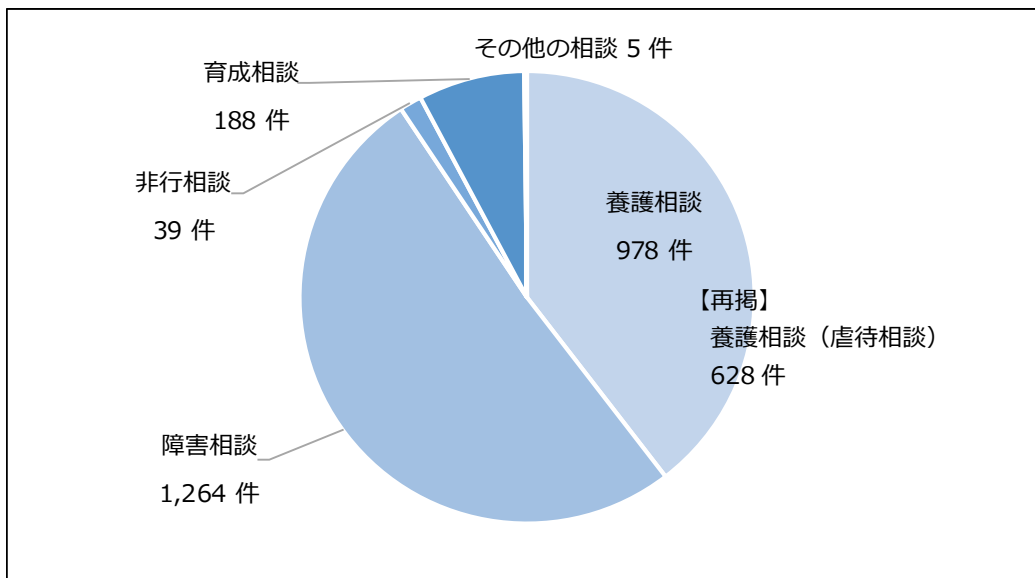


(4) 北海道旭川児童相談所における児童虐待に関する相談対応状況

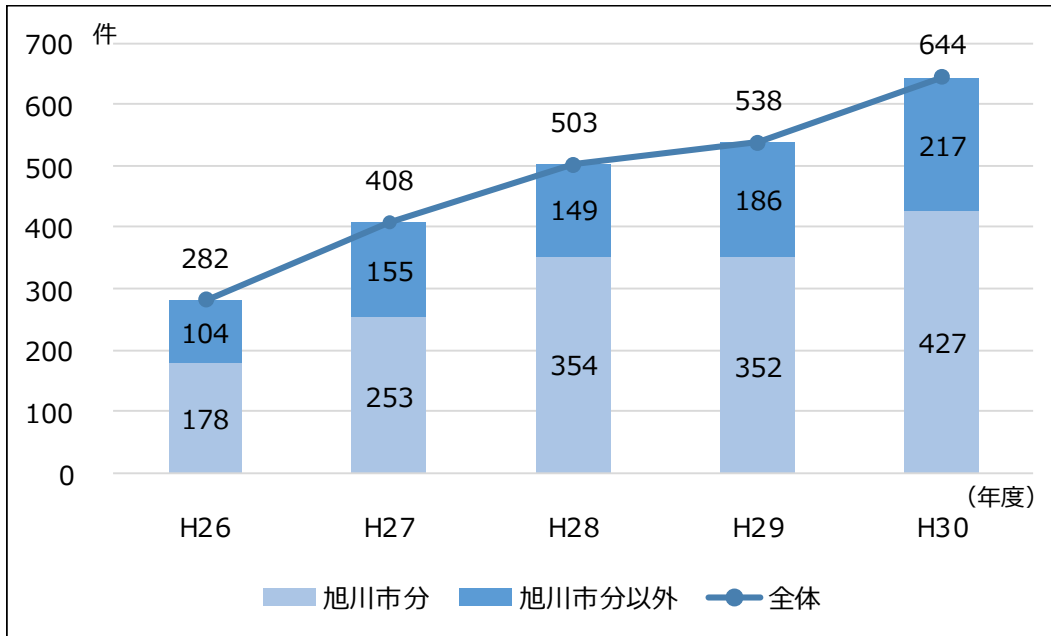
(令和元年度版 北海道旭川児童相談所業務概要)

<相談種別受理状況(平成30年度)>

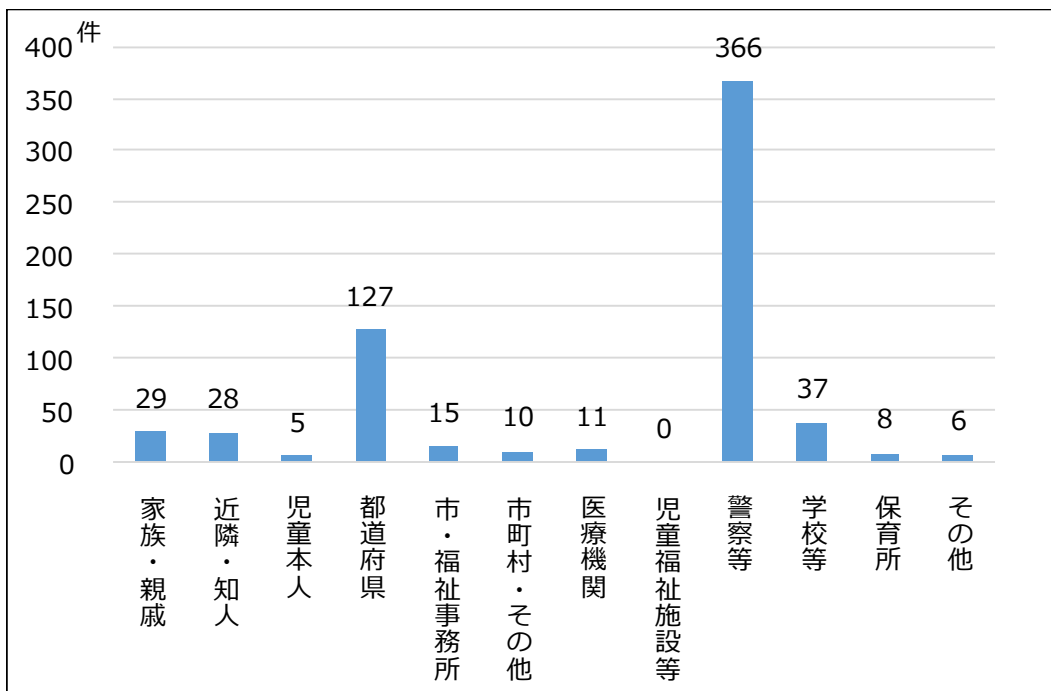
受理件数 2,474 件



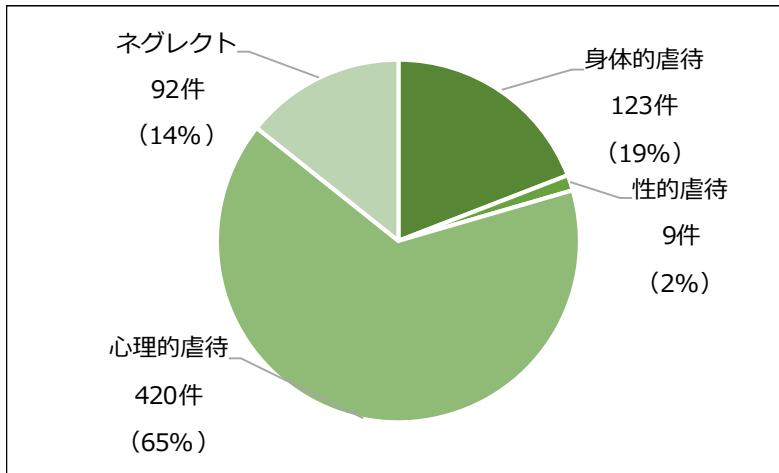
<虐待処理件数の推移>



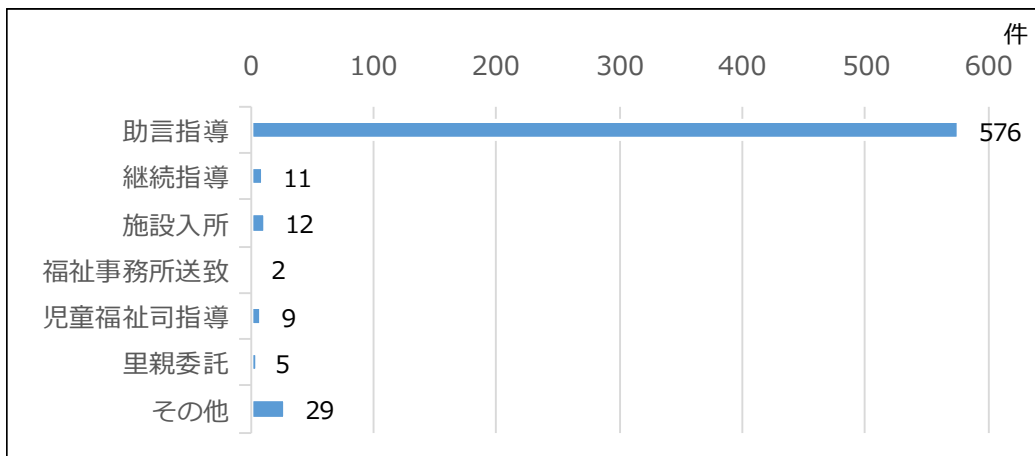
<虐待相談経路別件数（平成 30 年度）>



<児童虐待種類別状況（平成30年度）>



<処遇の状況（平成30年度）>



2 旭川市における児童虐待対応の体制

(1) 旭川市子ども総合相談センター

ア 設置の目的

子ども及び子育てに関する相談機能の充実を図るとともに、地域における子育て支援を推進し、もって子どもの健やかな成長に寄与する。

イ 開設

平成28年4月

ウ 分掌事務

- ・発達相談及び発達支援に関すること。
- ・家庭児童相談に関すること。
- ・特別支援教育に係る相談に関すること。
- ・子ども及び子育てに係る情報の収集及び提供に関すること。
- ・子ども及び子育てに係る研修に関すること。
- ・子ども及び子育てに係る地域支援活動に関すること。
- ・その他センターに関すること。

エ 所管事業

○児童家庭相談事業

- ・家庭児童相談 ・要保護児童対策地域協議会（調整機関）
- ・子ども家庭総合支援拠点

※市の児童虐待通告・相談窓口

○発達支援相談事業

○子育て支援施策

- ・地域子育て支援拠点事業 ・ファミリーサポートセンター運営事業
- ・子育て短期支援事業 ・地域子育て活動支援事業
- ・養育支援訪問事業 ・産後ケア事業 ・産前・産後ヘルパー事業

○子育て世代包括支援センター（一部）

オ 職員体制（令和2年4月1日現在）

職員10名 会計年度任用職員24名

- ・所長（事務職）1名，主幹（保健師）1名，副所長（事務職）1名，事務職2名
- ・家庭児童相談

事務職2名，保健師1名，

会計年度任用職員 家庭児童相談員8名（うち心理士1名），

保健師1名，スクールソーシャルワーカー2名

- ・発達支援相談

保育士1名，作業療法士1名

会計年度任用職員 発達支援相談員10名，心理士3名

(2) 旭川市子ども・女性支援ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）

要保護児童等に関する情報，その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報交換や支援に関する協議等を行う。

ア 設置

平成18年2月

イ 構成機関

旭川市，旭川市教育委員会，北海道旭川児童相談所，警察等の18機関・団体
（調整機関：旭川市子ども総合相談センターが担当）

ウ 会議

- ・代表者会議……組織及び運営の全般についての協議
- ・実務者会議……運営に関する細部についての協議，実績・事例報告，情報提供等
- ・ケース検討会…個別の事例についての情報交換，支援方策の検討

エ 開催状況

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実務者会議	2	2	2	2	2
ケース検討会	54	49	47	64	64

(3) 子ども家庭総合支援拠点

市区町村が，コミュニティを基盤としたソーシャルワークの機能を担い，全ての子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として，その福祉に関し必要な支援に係る業務全般を行う支援拠点を整備し，運営する。

ア 事業内容

- 子ども家庭支援全般に係る業務（実情の把握，情報の提供，相談等への対応，総合調整）
- 要支援児童及び要保護児童等並びに特定妊婦等への支援業務（危機判断とその対応，調査，アセスメント，支援計画の作成等，支援及び指導等，都道府県（児童相談所）による指導措置の委託を受けて市区町村が行う指導）
- 関係機関との連絡調整
- その他の必要な支援（一時保護または措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援等）

イ 設置

平成29年4月（子ども総合相談センターを支援拠点として位置付け）

ウ 設置形態

中規模型（最低配置人員 子ども家庭支援員 3名，心理担当支援員 1名，虐待対応専門員 2名）

エ 職員体制

- 子ども家庭支援員 正職員 2名，会計年度任用職員 4名
- 心理担当支援員 会計年度任用職員 1名
- 虐待対応専門員 正職員 1名，会計年度任用職員 4名

(4) 子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために，子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して，「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう，きめ細かな相談支援等を行う。

ア 事業内容

- ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
- ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ，必要な情報提供・助言・保健指導
- ・必要に応じた支援プランの策定
- ・保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整

イ 設置

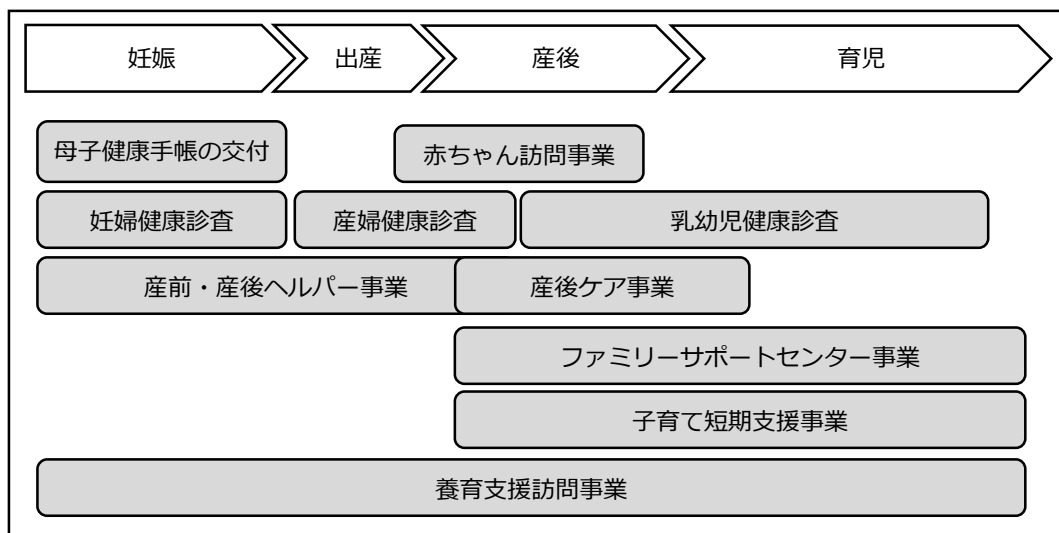
平成28年4月

（子ども総合相談センターと母子保健課を子育て世代包括支援センターとして位置付け）

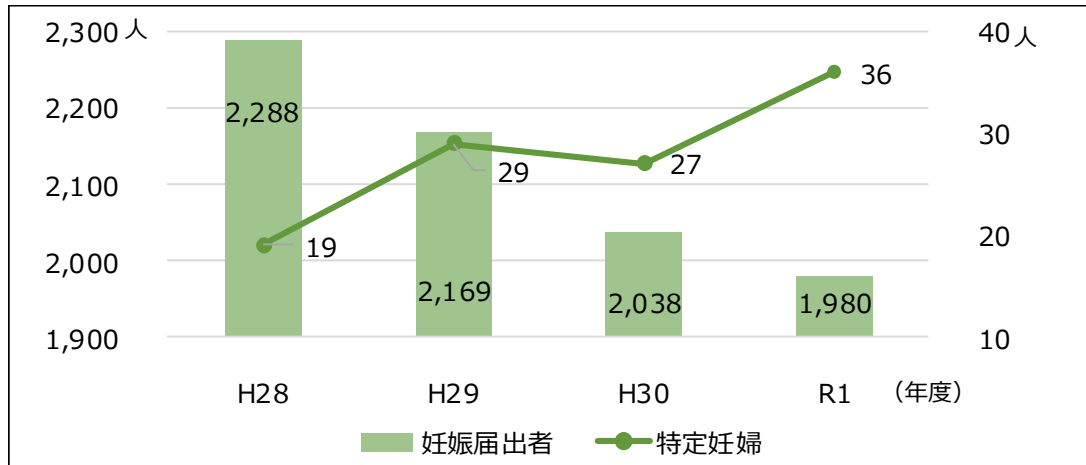
ウ 職員体制

- ・子ども総合相談センター 2名
- ・母子保健課 21名

<関連する主な子育て支援サービス>



<妊娠届出者数及び特定妊婦の推移>



3 児童相談所について

(1) 児童相談所の概要

ア 設置目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ，子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ，子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する。

イ 設置主体

- 都道府県，指定都市，児童相談所設置市・特別区（横須賀市・金沢市・明石市・世田谷区・荒川区・江戸川区）
- 全国220か所（令和2年7月1日現在）

ウ 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち，専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
- 市町村間の連絡調整，情報の提供等必要な援助を行う。

エ 業務

- 相談（家庭等の養育環境の調査や，専門的診断を踏まえた子どもや家庭に対する援助決定）
- 一時保護（緊急保護，行動観察，短期入所指導）
- 措置（在宅指導，児童福祉施設入所措置，里親委託）
- 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について，市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- 民法上の権限（親権者の親権喪失権限の請求，未成年後見人選任及び解任の請求）

オ 職員

- 所長，児童福祉司，児童心理司，精神科医等（児童相談所の規模による）

カ 相談の種類と主な内容

- 養護相談…保護者の家出，失踪，死亡，入院等による養育困難，虐待，養子縁組等に関する相談
- 保健相談…未熟児，疾患等に関する相談
- 障害相談…肢体不自由，視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害，自閉症等に関する相談
- 非行相談…ぐ犯行為，触法行為，問題行動のある子ども等に関する相談
- 育成相談…家庭内のしつけ，不登校，進学適性等に関する相談
- その他の相談

(2) 北海道旭川児童相談所の概要

ア 管内区域の概要（平成31年3月末現在 住民基本台帳人口）

○上川総合振興局管内（4市17町2村）

人口 492,136人 面積 10,619.20km²

○留萌振興局管内（1市6町1村）

人口 45,246人 面積 3,445.77km²

○宗谷総合振興局管内（1市8町1村）

人口 63,120人 面積 4,625.13km²

○合計（6市31町4村）

人口 600,502人（推計児童人口82,749.94人） 面積 18,690.10km²

※うち旭川市

人口 335,310人（推計児童人口45,450.82人） 面積 747.66km²

イ 職員体制（令和2年4月1日現在）

- ・所長1名
- ・地域支援課長1名，相談支援係4名，児童虐待対応協力員1名，児童福祉司（里親養育支援）1名，児童福祉司（市町村支援）1名，主査（庶務）1名，嘱託弁護士1名
- ・子ども支援課長兼主任児童福祉司1名，児童福祉司9名，判定援助係6名，嘱託医5名，一時保護係4名，保護指導員16名，一時保護（虐待通告）対応協力員6名，主幹兼主任児童福祉司1名，児童福祉司（虐待専掌）3名
- ・（稚内分室）稚内分室長1名，児童福祉司4名，判定員2名，嘱託医1名，相談員2名，児童虐待対応協力員1名

(3) 旭川市と北海道旭川児童相談所との連携

ア 職員相互派遣

○旭川市→北海道旭川児童相談所

・平成29年度～平成30年度（2年間） 1名

・平成31年度～令和2年度（2年間） 1名

○北海道旭川児童相談所→旭川市

・平成29年度～平成30年度（2年間） 1名

・平成31年度～令和2年度（2年間） 1名

イ 業務上の連携

- ・要保護児童対策地域協議会（ケース検討会）への児童相談所職員の出席
- ・児童相談所職員による要保護児童宅訪問への市職員の同行
- ・児童相談所に虐待通告等があった児童に関する市保有情報の提供

ウ 情報共有

- ・ 児童虐待に関し児童相談所と警察が情報共有を行ったリストの提供

エ 研修

- ・ 北海道旭川児童相談所の受理援助会議への市職員の出席
- ・ 要保護児童対策調整機関担当者研修会（北海道中央児童相談所主催）への参加
- ・ 市町村児童相談担当職員受入研修（北海道旭川児童相談所主催）への参加

4 旭川市の子ども家庭相談支援における現状と課題

(1) 旭川市における子ども家庭相談支援体制

ア 相談支援業務における組織的な対応

子ども総合相談センターでは、相談支援の実施に当たり、週1回の定例会議での報告のほか、随時、各相談員が担当職員や主任相談員の助言を得て、業務を進めていますが、指導的立場を担う職員も他の業務を抱え、相談員への指導・助言に専念できる体制となっていないため、各相談員の相談支援の状況については、児童記録票の相談記録が作成されるまで、組織としての把握が十分にできていない状況にあります。

また、虐待通告以外のケースについては受理会議を開催しておらず、支援の方針やアセスメント、要保護児童対策地域協議会の活用の可否などに関し、組織全体で共有できていない状況であり、また、支援の終結の判断についても、行っていない状況です。

イ 専門的人材の確保・育成

子どもと家庭に関わる複雑多様な問題に対応するため、専門的な知識や経験を有する職員の確保・育成が大きな課題となっていますが、本市職員の人事異動サイクルは、おおむね4年程度であり、専門的知識や経験が必要な社会福祉分野についても、基本的には同様です。また、相談員の多くが会計年度任用職員であるため、専門性の蓄積が進んでいないのが現状です。

ウ 夜間・休日の相談対応

夜間・休日の相談対応については、現在、月曜日と木曜日の午後8時まで夜間相談を実施していますが、それ以外の曜日の夜間相談や休日相談の対応は行っていないため、留守番電話の応答メッセージで、平日の日中時間帯での相談や「189」を案内しています。

また、電子メールでの相談には対応していますが、SNSやICTを活用した相談には対応していない状況です。こうしたことから、夜間・休日の相談体制や、電話相談・来所相談に抵抗感のある子どもや家庭への対応が課題となっています。(令和元年度夜間相談実績25件)

エ 子どもの意見を尊重した相談支援

子どもの権利擁護の観点から、虐待通告の際などにおいて、子どもの年齢や発達の状態に応じ、子どもの意見を最大限尊重した支援を行うためには、子ども本人や関係者から直接話を聞き、支援につなげていく必要がありますが、子どもの意見を代弁することが可能な専門的知識や経験を持つ職員の確保・育成ができていないため、十分な対応ができていない状況にあります。

オ 要保護児童対策調整機関としての体制

本市においては、子ども総合相談センターが要保護児童対策地域協議会の調整機関の役割を担っており、職員1名を要保護児童対策調整機関の調整担当者として配置していますが、専任ではなく、相談業務等の担当も兼ねているため、要保護児童対策地域協議会の運営に係る関係機関との調整やケースの進行管理が十分にできておらず、要保護児童対策地域協議会を有効に活用できていない状況にあります。

(2) 関係機関との連携・情報共有

ア 学校等の関係機関や地域との連携

子ども総合相談センターの役割や機能について、関係機関からの理解が十分でないため、早い段階での相談が少なく、問題が深刻化・重篤化してから、相談が寄せられる傾向にあります。

現在の家庭児童相談員の担当地区割は、児童相談所の児童福祉司の担当地区割に合わせて設定し、ケース宅への同行訪問等、児童相談所との連携した対応を行っています。一方で、小・中学校、幼稚園・保育所、民生委員児童委員等との定期的な連携ができていないため、こうした関係機関や地域との連携強化が課題となっています。

また、子ども食堂等の子どもの居場所づくりを実施している団体において、支援を必要とする子どもや家庭の情報を把握した場合でも、こうした団体からの情報収集等については実施できていない状況にあります。

イ 相談支援の記録・情報管理

児童記録票と受付簿、支援経過の記録は、対象児童ごとに紙ベースでファイルに綴って管理しており、システム等を導入していないため、個別ケースの対応状況については、紙ベースでの記録が作成されるまで子ども総合相談センター内の情報共有ができていない状況にあります。また、相談記録の内容については、次回面談の対応等に活用するため、相手方との会話や表情など詳細に記載していますが、記録の作成には相当の時間を要しており、結果として子ども総合相談センター内部の情報共有に遅れが生じています。

(3) 子育て世代包括支援センターにおける相談支援に関する連携や情報共有

ア 支援における連携

本市においては、子ども総合相談センターと母子保健課が子育て世代包括支援センターの機能を担っており、そのうち特定妊婦、要支援児童以上のリスクの高いケース（令和元年度実績：特定妊婦36件）は子ども総合相談センターが担当し、そ

他のケース（令和元年度実績：ハイリスク妊婦431件）は母子保健課が担当しています。その中で、状況が重篤化してから支援の担当課（担当者）が替わることにより、ケースとの関係性の構築が難しく、ケースから関わりを拒否される等、十分な支援ができない場合があります。

イ 情報共有

各担当部署において支援を必要とする子どもと家庭に関する情報（家庭環境、健診、発達障害等）を個別に把握・管理しているため、複数の関係部署が関わる中で子どもと家庭を適切に支援するための情報を一括管理して時系列的に整理できていない状況にあります。

ウ 乳幼児の支援

産婦健診、赤ちゃん訪問（乳児全戸訪問事業）、4か月児健診、幼児健康相談を実施しているほか、産後ケア事業や産前・産後ヘルパー事業等の子育て支援サービスの実施等により、支援の必要な家庭を把握し、支援につなげています。

エ 未就園児の支援

現在、未就園児に対する支援のアプローチについては、十分にできていない状況にあります。地域子育て支援センターを利用するなど支援につながっている場合もありますが、こうした子育て支援サービスを利用していない未就園児については、3歳6か月児健診以降において子どもと家庭の状況を把握できていないため、保護者が育児に不安や悩みを抱えている場合であっても、相談や支援につながらず、事態が深刻化・重篤化する可能性があります。

オ 育てにくい子どもとその家庭への支援

就園児については、保育所・幼稚園等が親に直接アドバイスしているほか、巡回相談を実施し、必要に応じて療育につなぐ支援をしています。また、乳幼児健診において発達に心配のある子どもについては幼児健康相談での経過観察や親子教室、巡回相談などを実施し、必要に応じて医療機関や療育機関を紹介しています。

その他、相談内容に応じた支援や子どもへの関わり方のアドバイスを行っていますが、保護者が相談支援を望まない場合には、支援につなぐことが難しいのが現状です。

(4) 子育て支援施策の活用による支援

ア 養育支援訪問事業

主に関係機関等から情報提供のあった妊婦や子育てに不安のある家庭に対し、専門的相談支援と家事支援を実施していますが、未就園児のいる家庭や、公的な支援につながっていない子どもとその家庭への支援のためのサービスとしての活用が十分にできていない状況にあります。

(令和元年度実績)

- ・専門的相談支援 子ども総合相談センター56回, 母子保健課16回
- ・育児家事援助 子ども総合相談センター194回

イ 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

現在, 2つの法人（児童養護施設1, 母子生活支援施設1）に委託して実施していますが, 委託先の状況によっては, 当該サービスの利用を希望しても, 利用できない場合があります。そのため, 育児疲れなどによりサービスを必要とする家庭のニーズに十分対応ができず, 子どもの放置等につながるおそれがあります。

ウ 夜間保育

本市においては, 認可保育所1施設が夜間保育を実施し, 夜間保育のニーズに対応しています。また, 現在, 24時間保育を行っている民間の認可外保育所がありますが, 今後, 当該保育所の認可化に伴い24時間保育サービスを取りやめる可能性があり, 夜間勤務などのため, 夜間の保育サービスを必要とする家庭のニーズに十分対応できないおそれがあります。

(5) 要保護児童対策地域協議会の活用

ア 各種会議の開催等

○代表者会議

国の要保護児童対策地域協議会設置・運営指針では, 年1~2回程度開催することを定めていますが, 本市においては, 平成18年4月以降開催していないため, 各関係機関の役割に対する理解が進んでおらず, また, 関係機関における児童虐待防止や要支援児童等への支援の在り方についての共通理解も進んでいないなど, 関係機関相互の連携が十分に深まっていないのが現状です。

○実務者会議

本市では, 実務者会議を年2回開催し, 相談実績の報告と事例紹介, ケースの進行管理に関する報告等を行っていますが, 近年の会議においては, 出席者から支援の在り方等についての意見が出されることがほとんどなく, 構成員からは会議の形骸化を指摘する声が出ています。

○ケース検討会議

本市においては, ケース検討会議開催の基準を明確に定めておらず, 関係機関から開催要請があった場合に開催することとしています。関係機関からは開催要請をしても開催されない場合があるとの指摘を受けています。

また, ケースの進行管理が十分にできていないため, 会議の中で次回会議の開催の目安を確認できていない状況にあります。

そのほか, 相談員が会議資料の作成や参加者の日程調整等に時間を要し, 迅速な対応ができていないのが現状です。

イ 関係機関との連携・情報共有

子ども総合相談センターの役割や機能について、関係機関の十分な理解が進んでおらず、関係機関から要保護児童（要支援児童）に関する情報提供や虐待通告が適切に行われていない可能性があります。

また、個別ケース以外での日常的な連携が十分できていない関係機関が多く、児童虐待の防止や要保護児童等への支援等について、共通認識を持つことが難しいのが現状です。

こうしたことから、子ども総合相談センターや要保護児童地域対策協議会の機能や役割の周知を行うなど、関係機関との連携や情報共有等の重要性について、理解を得るための取組が必要です。

旭川市児童虐待防止対策に関する基本方針 骨子案【体系図】

基本理念

「虐待から子どもの生命と権利を守り、地域全体で子どもの未来を支えます」

基本的方向性

虐待の発生予防

虐待発生時の的確・迅速な対応

地域全体で支える子どもの未来

基本方針

1 関係機関や地域との情報共有・連携の強化

- ① 学校等の関係機関や地域との連携による問題の早期発見
- ② 関係機関との情報共有による迅速な支援

2 予防につながる相談支援に重点を置いた体制の充実

- ③ 子ども家庭総合支援拠点における相談支援体制の強化
- ④ 子育て世代包括支援センターにおける相談支援の拡充
- ⑤ 子育て支援施策の活用による養育支援の充実

3 専門性の強化

- ⑥ 人材確保・人材育成の在り方に係る全庁的な検討
- ⑦ 関係職員の相談支援技術向上のための研修の充実

4 適切な役割分担と連携の強化

- ⑧ 要保護児童対策地域協議会の運営方法の改善
- ⑨ 要保護児童対策調整機関の機能強化

5 子どもの安全・安心の確保

- ⑩ 市立児童相談所の設置に向けた具体的な検討
- ⑪ 子どもの特性や学習等に配慮した一時保護の検討

6 社会的養護体制の強化

- ⑫ 里親の新規開拓と里親支援の推進の検討

7 地域における支援の充実

- ⑬ 地域との協働による子どもと家庭に対する在宅支援の充実
- ⑭ 子どもの社会的自立に向けた支援体制の検討

市立児童相談所の役割と必要性

- 1 切れ目のない支援 → 一時保護や施設入所、里親委託等の措置を含めた一貫した支援
- 2 詳細な情報に基づく迅速・的確な支援 → 市が保有する情報や市が行うサービスの効果的活用による支援
- 3 住民に身近な窓口でのきめ細やかで丁寧な援助 → 一時保護における個別対応や学習保障と継続的な在宅支援
- 4 地域との協働による子どもと家庭の状況に応じた支援 → 要保護児童対策地域協議会での適切な役割分担

総合的な子ども家庭支援体制の構築